別紙１

「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」一次答申（案）に対する意見及び意見に対する考え方

■ 意見募集期間：令和７年12月20日（土）から令和８年１月23日（金）まで

■ 案　件　番　号：　145210622

■ 意 見 提 出 数：11件（法人・団体：８件、個人：３件）

※意見提出数は、意見提出者数としています。

■ 意 見 提 出 者：次のとおり

受付	意見提出者
1	個人A
2	個人B
3	株式会社NTTドコモ
4	楽天モバイル株式会社
5	アルテリア・ネットワークス株式会社
6	ソフトバンク株式会社
7	株式会社　オプテージ
8	NTT西日本株式会社
9	NTT東日本株式会社
10	KDDI株式会社
11	個人C

意　　見	考え方（案）	案の修正
●　意見１（新たに追加するユニバーサルサービス等の扱いについての意見） ○　本答申案において、ユニバーサルサービスの効率的な提供を確保する観点から、ワイヤレス固定電話の提供エリアの見直し、モバイル網固定電話・ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）のユニバーサルサービスへの位置付け、およびモバイル網固定電話の当社への卸提供を可能とする制度整備を行う方向性が示されたことについて、賛同いたします。 ○　当社としては、加入電話から光・モバイルを用いた固定電話サービスへの円滑な移行を実現するため、光サービスに加え、ワイヤレス固定電話やモバイル網固定電話を活用することで、ユニバーサルサービスの効率的かつサステナブルな提供を実現していく考えです。 【NTT東日本株式会社／NTT西日本株式会社】	（意見1に対する考え方） 本答申（案）に対する賛同の御意見として承ります。	無
●　意見２（最終保障電気通信事業者に関する規定の整備についての意見） ・　最終保障提供責務の利用希望者の定義の確認（該当箇所、一次報告書案　5頁（1）最終保障電気通信事業者に関する規定の整備） これまでのユニバーサル政策委員会での議論を確認していますが、最終保障提供責務の利用希望者の定義が明確でないと考えます。 コラボ事業者及び接続事業者がその事業者の利用希望者からNTT東日本・NTT西日本の提供エリア外でのサービス提供を求められた場合、NTT東日本・NTT西日本において最終保障提供責務が発生するのかを確認されたし。 なお、この場合同等性の観点やブロードバンドユニバーサルサービス制度の趣旨を踏まえるとNTT東日本・NTT西日本において最終保障提供責務が発生することが望ましいと考える。 また、現在、コラボレーション事業者・接続事業者むけの提供エリアはフレッツ（フレッツ光クロスなど含む）と同一のエリアとなっており、明確にされない限りNTT東日本・NTT西日本の最終保障責務が発生しないものと考えられる。 【個人B】	（意見2に対する考え方） 「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第46号）による改正後の電気通信事業法（以下「改正事業法」という。）第25条の2では、基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）の届出契約約款に定める料金その他の提供条件による基礎的電気通信役務の提供の求めがあった場合において、当該提供の求めに係る提供場所において同一区分の基礎的電気通信役務を提供する区域内電気通信事業者がいないときは、原則として最終保障提供責務が生じるとされています。 したがって、「基礎的電気通信役務の届出契約約款に定める料金その他の提供条件による基礎的電気通信役務の提供の求め」をした者が、御指摘の「最終保障提供責務の利用希望者」に相当すると考えられます。 その上で、御意見にあるとおり、「コラボレーション事業者・接続事業者むけの提供エリアはフレッツ（フレッツ光クロスなどを含む）と同一のエリアとなって」いることを前提とすると、コラボ事業者及び接続事業者がその事業者の利用希望者からNTT東西の提供エリア外でのサービス提供を求められた場合において、当該利用希望者が上記の「最終保障提供責務の利用希望者」に相当する場合は、当該提供の求めに係る提供場所において同一区分の基礎的電気通信役務を提供する区域内電気通信事業者がいないときは、原則として最終保障提供責務が生じるものと考えられます。 なお、最終保障提供責務の担い手（最終保障電気通信事業者）は、本答申（案）5頁のとおり、適格電気通信事業者がいる地域は適格電気通信事業者、それ以外の地域はNTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社（以下「NTT東西」という。）とするとされてい	無

	るところです。	
● 意見3（ワイヤレス固定電話の提供地域の扱いについての意見） 日本電信電話株式会社等に関する法律（以下、「NTT法」という。）第2条第5項の規定に基づき、NTT東日本株式会社殿及びNTT西日本株式会社殿（以下「NTT東西殿」という。）は、NTT東西殿が営む地域電気通信業務については、適切かつ安定的な電気通信役務の提供を確保する観点から、自ら設置する電気通信設備（以下「自己設備」という。）を用いて行わなければならないとされています。NTT東西殿のワイヤレス固定電話役務については、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方最終答申」（以下「最終答申」という。）も踏まえ、自己設備設置の要件の例外としてNTT法第2条第5項ただし書きに規定する地域電気通信業務の総務大臣の認可をもって提供されるものです。 一方、最終保障提供責務の導入等に伴う 基礎的電気通信役務制度の在り方　一次答申（案）（以下、「一次答申案」という。）において、固定電話サービスの円滑な移行のためには、光未整備エリアの他、光整備エリアであっても、個別の事情により、利用者がFTTHを利用できない場合や、利用者がモバイルを活用した固定電話の利用を希望した場合には、利用者利益を最大限保護する観点から、ワイヤレス固定電話による代替を認めることが適当とされ、利用者がワイヤレス固定電話役務の提供を受けることを希望した場合には、ワイヤレス固定電話役務の提供をすることとされています。 しかし、利用者が提供を受けることを希望した場合を要件としているため、光整備エリアにおいても実質的に制限なくワイヤレス固定電話役務の提供が可能となります。ワイヤレス固定電話役務はあくまで自己設備設置要件の例外として提供を認められていることを踏まえれば、その提供は抑制的であるべきと考えます。具体的には、光整備エリアでのワイヤレス固定電話の提供の際には利用者に求められた後の提案実施に限定する等、積極的な提供を実施せず、抑制的な対応とすることが必要です。 これに加え、光整備エリアでのワイヤレス固定電話の提供が抑制的かつ適切に運用されていることを検証するため、契約の事由に応じた契約数等だけでなく、運用の実態を含めた実施状況報告、及びこれを踏まえた事後検証が必要です。事後検証を実施した結果、自己設備設置要件の例外の範囲を逸脱している場合には、これを速やかに是正することが必要です。 【ソフトバンク株式会社】	（意見3に対する考え方） ワイヤレス固定電話については、本答申（案）7頁のとおり、「固定電話サービス移行円滑化委員会」で整理された考え方を踏まえ、現在、総務省において、「光未整備エリアでの提供を原則とした上で、個別具体的な事情により光整備エリアでも例外的に提供できること」を可能とする制度整備が検討されているものと承知しており、利用者利益を最大限保護しつつ、日本電信電話株式会社等に関する日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項の趣旨をも踏まえた適切な対応であると考えます。 また、事後検証についても、「固定電話サービス移行円滑化委員会」において、代替サービスへの移行状況についてNTT東西に定期的な報告を求めることが適当とされ、「制度整備の趣旨に沿ってモバイル網を活用した固定電話が適切に提供されているか」について同委員会による検証を行っていく考えが示されていると承知しています。	無
● 意見4（ワイヤレス固定電話の提供地域の扱いについての意見） 「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 一次答申（案）」（以下、「答申案」という）のとおり、光ファイバが既に整備されているエリア（光整備エリア）であっても、個別の事情により、利用者がFTTHを利用できない場合やモバイル網を活用した固定電話サービスを使いたい場合には、利用者の利益を最大限保護する観点から、例外的にワイヤレス固定電話による代替を認めることが適当であり、賛同いたします。 一方、光ファイバは国民生活・経済活動を支える基幹インフラであり、その重要性は引き続き高い状況です。「デジタル田園都市国家インフラ整備計画（改訂版）」（令和5年4月25日総務省）に基づく整備目標の光ファイバ世帯カバー率99.9%を2027年度末までに必ず達成すべく、光ファイバの整備・維持を進めるべきであると	（意見4に対する考え方） 本答申（案）におけるワイヤレス固定電話の提供地域の扱いに対する賛同の御意見として承ります。 光ファイバの整備については、総務省において、これまでも未整備エリアの解消に向けて支援事業を実施してきており、現にワイヤレス固定電話が提供されているエリアかどうかを問わず、今後も目標に向けて取り組んでいくものと承知しています。 なお、御指摘のNTT東西による固定電話サービス移行計画の在り方については、現在、「固定電話サービス移行円滑化委員会」に	無

考えます。 　このような状況の中、現在光ファイバが整備されておらず、将来的に国の整備計画等によって光化が見込まれているエリア（光未整備エリア）においてワイヤレス固定電話が先行的に提供された場合、後に光化されたとしても同エリアではすでにワイヤレス固定電話の普及が進んでいることで、住民が光電話サービスを選択する機会が実質的に失われてしまう可能性があります。これは、国が進める全国のブロードバンド基盤整備の理念とも整合せず、高品質な光によって利用者が享受すべき利益を損なうことになりかねません。 　ワイヤレス固定電話においてはあくまでも光ファイバの敷設が著しく困難な地域や、一時的な代替手段として補完的に用いられるべきであり、NTT東西によるワイヤレス固定電話やモバイル網固定電話などの無線の本格活用については、前述の政策目標が達成された後にすべきであると考えます。 　なお、NTT東西による固定電話サービス移行計画については、現状具体的な時期・対象エリア等の詳細は明らかにされておらず、利用者・事業者双方にとって予見可能性が十分とは言えません。円滑かつ計画的な移行を実現するため、NTT東西に対し、具体的な移行計画を早期に提示させるとともに、総務省においては、適切に監督・評価し、必要な措置を講じていく体制を整備することが必要と考えます。 【KDDI株式会社】	おいて継続して議論が行われているものと承知しています。	
●　意見5（ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱いについての意見） 　一次答申案では、NTT東西殿が卸提供を受けてモバイル網固定電話を提供する場合について、ワイヤレス固定電話の提供範囲と同様の考え方で制度整備をすることが適当とされています。 　この場合、第1節のワイヤレス固定電話に関する当社意見と同様に、光整備エリアにおいて利用者の求めに応じてNTT東西殿にモバイル網固定電話の提供を認めることは、実質的に制限なく提供が可能となります。このため、自己設備設置要件の例外としての提供を維持すべく、光整備エリアにおいてNTT東西殿がモバイル網固定電話を提供する際には利用者に求められた後の提案実施に限定する等、積極的な提供を実施せず、抑制的な対応とすることが必要です。 　これに加え、NTT東西殿による光整備エリアでのモバイル網固定電話の提供が抑制的かつ適切に運用されていることを検証するため、契約の事由に応じた契約数等だけでなく、運用の実態を含めた実施状況報告、及びこれを踏まえた事後検証が必要です。事後検証を実施した結果、自己設備設置要件の例外の範囲を逸脱している場合には、これを速やかに是正することが必要です。 　また、モバイル網固定電話の普及段階において実装が実現するよう検討することが適当とされた「緊急通報時に、住所情報、通報者が使用する 0ABJ 番号及び氏名が通知される機能」については、実装に際し事業への多大な影響と困難を伴う見込みです。このため、実装に向けた詳細検討を行う場合には、実装時期と仕様について事前に関係事業者を交えた議論を実施し、関係事業者の実装可能性を十分に踏まえることが必要です。 【ソフトバンク株式会社】	（意見5に対する考え方） 　モバイル網固定電話がユニバーサルサービスとして位置付けられる場合において、NTT東西が卸提供を受けて提供する場合の提供範囲について、ワイヤレス固定電話について「固定電話サービス移行円滑化委員会」で整理された考え方と同様の考え方（「光未整備エリアでの提供を原則とした上で、個別具体的な事情により光整備エリアでも例外的に提供できること」）とすることは、利用者利益を最大限保護しつつ、日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項の趣旨をも踏まえた適切な対応であると考えます。 　事後検証についても、「固定電話サービス移行円滑化委員会」において、代替サービスへの移行状況についてNTT東西に定期的な報告を求めることが適当とされ、「制度整備の趣旨に沿ってモバイル網を活用した固定電話が適切に提供されているか」について同委員会による検証を行っていく考えが示されていると承知しています。 　また、緊急通報における機能の在り方を含むモバイル網固定電話の技術基準については、現在、「IPネットワーク設備委員会」において検討が進められていると承知しており、本審議会としては、本答申（案）９頁に記載の【技術基準検討に当たっての基本的考え方】に沿って、引き続き検討が進むことを期待しています。	無
●　意見6（ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱いについての意見） ○　国民負担を軽減する観点から、モバイル網固定電話については、現在、各モバイル事業者が提供しているサービススペックと同等のサービススペックを前提にユニバーサルサービスとして位置付けていただきた	（意見6に対する考え方） 　ユニバーサルサービスとしてのモバイル網固定電話の要件については、本審議会において、本答申（案）９頁に記載のとおり、従来	無

いと考えます。 ○ モバイル網固定電話の技術基準の検討においては、ユニバーサルサービスとしてのモバイル網固定電話は固定端末系伝送路設備の一端の番号区画内への設置を要件としない役務として整理する方向が示されている一方、従来の転送電話役務としてのモバイル網固定電話の扱いはまだ明らかにされていないと認識しております。国民負担を軽減するといった観点や複数の電気通信事業者が連携してユニバーサルサービスの提供の確保を図っていくという方向性を踏まえれば、モバイル事業者が既に提供しているモバイル網固定電話はユニバーサルサービスとして位置付けるような制度設計を行う必要があると考えます。 【NTT東日本株式会社／NTT西日本株式会社】	のメタル固定電話並のサービス水準が必要不可欠なものとして受け止められていないことや、モバイル網固定電話が各社の創意工夫によって比較的低廉に既に提供されているサービスであること等の【技術基準検討に当たっての基本的考え方】を確認したところであり、現在、技術基準等については、「IPネットワーク設備委員会」等の関係する委員会において検討が進められていると承知しています。 本審議会としては、上記検討の結果を踏まえて総務省において策定される技術基準を満たすモバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けることが適当と考えており、上記の基本的考え方に沿って、引き続き関係する委員会での検討が進むことを期待しています。	
● 意見7（ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱いについての意見） 答申案では、ワイヤレス固定電話の提供範囲と同様の考え方に基づく制度整備がなされることが適当とされていますが、上記の意見同様、利用者が等しく光サービスの恩恵を受けられる環境が整うこと等を前提とするため、モバイル網固定電話についても提供方針は慎重かつ限定的に設定されることが必要と考えます。 また、緊急通報機能に関する記述において、モバイル網固定電話の「普及段階」において、「緊急通報時に、住所情報、通報者が使用する0ABJ番号及び氏名が通知される機能」の実装を確実に実現するよう検討を進めることが適当とされています。しかしながら、当該機能の実装は、事業者のシステム開発、設備投資、運用体制の構築に極めて大きな影響を及ぼす可能性があります。 このため、当該機能の実現に向けては、関係事業者の意見を聞きつつ、十分に検討していくことが必要と考えます。 【KDDI株式会社】	（意見7に対する考え方） モバイル網固定電話がユニバーサルサービスとして位置付けられる場合において、NTT東西が卸提供を受けて提供する場合の提供範囲について、ワイヤレス固定電話について「固定電話サービス移行円滑化委員会」で整理された考え方と同様の考え方（「光未整備エリアでの提供を原則とした上で、個別具体的な事情により光整備エリアでも例外的に提供できること」）とすることは、利用者利益を最大限保護しつつ、日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項の趣旨をも踏まえた適切な対応であると考えます。 また、緊急通報における機能の在り方を含むモバイル網固定電話の技術基準については、現在、「IPネットワーク設備委員会」において検討が進められていると承知しており、本審議会としては、本答申（案）９頁に記載の【技術基準検討に当たっての基本的考え方】に沿って、引き続き検討が進むことを期待しています。	無
● 意見8（ユニバーサルサービスに位置付けるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の扱いについての意見） ・ ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）について、ユニバーサルサービスの対象区域が光未整備世帯等に限定される方向性であることを踏まえ、事業者における対象区域・非対象区域ごとのサービス運用整備等、一定の期間を要すると考えます。 ・ 令和１０年度からの開始を念頭にユニバーサルサービスとして制度化を検討するにあたっては、事業者の運用整備期間に配意頂くことを要望します。 【株式会社NTTドコモ】	（意見8に対する考え方） ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）について、ユニバーサルサービスとしての制度化を検討するに当たっては、事業者の運用整備期間に配意することは重要であると考えており、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
● 意見9（ユニバーサルサービスに位置付けるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の扱いについての意見） 次の2点について、認識に相違がないか確認をお願い致します。	（意見9に対する考え方） ①について、本審議会としては、「ユニバーサルサービスの提供のための安定的な通信インフラ基盤」の整備・維持には、効率化等	無

① 「無線を積極的に活用して効率的な整備・維持を図ることが必要かつ適当」(P12)なのは「政府目標の実現に向けて取り組んだ後になお光ファイバが未整備の世帯」(P12)とされていることから、ユニバーサルサービスの提供のための安定的な通信インフラ基盤として整備・維持する対象はあくまで光ファイバであり、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の活用は、光ファイバの敷設が困難な場合の最終手段として位置づけられるものであること。 ② 「ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)については、そのような未整備世帯において、目標時期が経過する令和10年度からの開始を念頭に、ユニバーサルサービスとして制度化を検討することが適当」(P12)とされている一方、「政府の方針として、光ファイバの全国での世帯カバー率を令和9年度末までに99.9%とすることを目指すとされている」(P11)ことから、これが達成されない限り、当該制度化は行われないこと。 【楽天モバイル株式会社】	の観点から光ファイバに加えてモバイル網の活用が必要と考えており、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)については、その技術的な特性も踏まえ、光ファイバの未整備世帯においてユニバーサルサービスとしての制度化を検討することが適当との認識です。 ②について、光ファイバの整備については、総務省において、これまでも未整備エリアの解消に向けて支援事業を実施してきており、今後も「全国での世帯カバー率を令和9年度末までに99.9%とすることを目指す」との目標に向けて取り組んでいくものと承知しています。本審議会としては、上記目標の達成状況も踏まえつつ、令和10年度からの開始を念頭に、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)のユニバーサルサービスとしての制度化を検討することが適当との認識です。	
● **意見10 (ユニバーサルサービスに位置付けるワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の扱いについての意見)** 令和10年度からの開始を念頭に、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)について、ユニバーサルサービスとして制度化を検討することに賛同します。 【アルテリア・ネットワークス株式会社】	(意見10に対する考え方) 本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。	無
● **意見11 (ユニバーサルサービスに位置付けるワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の扱いについての意見)** ● ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)をユニバーサルサービスとして制度化する時期の検討に関し、本答申案において、「無線を積極的に活用して効率的な整備・維持を図ることが必要かつ適当」と示されたことは、制度全体のコストミニマムに資することや、光ファイバが未整備の地域におけるユニバーサルサービスの需要に速やかに対応する観点等から重要と認識しております。 ● この点、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)は、現行の対象役務(FTTH等)と比べ、移動通信サービス共用の無線回線(携帯電話網)を用いる等の性質の違いがあることを踏まえつつ、品質担保の在り方や、対象とする世帯の考え方、交付金・負担金の算定の在り方等、複雑多岐にわたる検討が必要と想定されるところ、政府目標時期が経過した令和10年度から実際にワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)がユニバーサルサービスとして提供可能となるためには、具体的な制度整備が速やかに進められることが重要と考えます。 【株式会社 オプテージ】	(意見11に対する考え方) 前段の御意見については、本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。 本審議会としては、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)について、令和10年度からの開始を念頭に、後段の御意見にあるような事項も含め、ユニバーサルサービスとしての制度化に向けて継続して検討していく考えです。	無
● **意見12 (ユニバーサルサービスに位置付けるワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の扱いについての意見)** ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)をユニバーサルサービス制度に位置づける方向性については、デジタル社会の基盤を全国民があまねく享受できる環境を整備する観点から、その趣旨に賛同いたします。 一方、その前提となる光ファイバの整備目標(令和9年度末に世帯カバー率99.9%)が未達のまま、「令和10年度以降」からユニバーサルサービスとしての制度化が行われた場合、本来光サービスの恩恵を受けられる	(意見12に対する考え方) 前段の御意見については、本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。 光ファイバの整備については、総務省において、これまでも未整備エリアの解消に向けて支援事業を実施してきており、今後も「全国での世帯カバー率を令和9年度末までに99.9%とすることを目指	無

はずの利用者が取り残されるおそれがあります。 したがって、ユニバーサルサービスとしての制度化時期を「令和10年度以降」と固定するのではなく、光ファイバの整備状況に連動させ、世帯カバー率99.9%達成の確認後、または達成見込みが明確となった年度の翌年度など、整備状況に応じて制度の開始時期を後ろ倒しできるよう、柔軟な対応を要望します。 【KDDI株式会社】	す」との目標に向けて取り組んでいくものと承知しています。本審議会としては、上記目標の達成状況も踏まえつつ、令和10年度からの開始を念頭に、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）のユニバーサルサービスとしての制度化を検討することが適当であると考えます。	
● 意見13（関連規定における新たに追加するユニバーサルサービス等の扱いについての意見） 一次答申案において、「具体的な提供範囲が本章で述べたような範囲にとどまるものであるかどうかについて、総務大臣の認可手続の中で確認することとすることが適当」とされています。この総務大臣の認可手続きが個別の事例ごとに認可するのであれば一次答申の趣旨に沿って確認できる可能性がありますが、仮に包括的な認可を実施する場合には個別具体的に提供範囲が適切であるかを事前に確認することは困難です。 このため、包括的な認可を行う場合には、事後的に妥当性を検証することが必須であり、契約の事由に応じた契約数等だけでなく、運用の実態を含めた実施状況報告、及びこれを踏まえた事後検証が必要です。この結果、自己設備設置要件の例外の範囲を逸脱している場合には、これを速やかに是正することが必要です。 【ソフトバンク株式会社】	（意見13に対する考え方） 御指摘の事後検証の在り方については、「固定電話サービス移行円滑化委員会」において、代替サービスへの移行状況についてNTT東西に定期的な報告を求めることが適当とされ、「制度整備の趣旨に沿ってモバイル網を活用した固定電話が適切に提供されているか」について同委員会による検証を行っていく考えが示されていると承知しています。	無
● 意見14（関連規定における新たに追加するユニバーサルサービス等の扱いについての意見） 今後のユニバーサルサービスの提供手段の選択肢を広げる観点から、無線技術を活用することに異論はありませんが、メタル回線や光ファイバと異なる品質特性（遅延、安定性等）を踏まえた対応が必要と考えます。 例えば、無線技術を用いた固定電話サービス（ワイヤレス固定電話やモバイル網固定電話）について、利用者の多くは「固定電話」という名称から、従来の固定電話（メタル回線電話や光電話）と同等の品質を期待することが自然です。これらの品質特性の違いについて十分な情報提供がなされないままサービスが提供された場合、「繋がりにくい」「音声が途切れる」といった利用者の不満や、予期せぬトラブルにつながる可能性があります。 ユニバーサルサービスとして最低限の品質を確保することに加え、利用者への十分な情報提供と理解促進が不可欠であり、利用者が無線技術を用いた固定電話サービスの特性を正しく理解し、納得した上で利用できるよう、NTT東西においては説明を徹底することが必要と考えます。 【KDDI株式会社】	（意見14に対する考え方） 無線技術を用いた固定電話サービスの情報提供の在り方については、今後、総務省及び「固定電話サービス移行円滑化委員会」において継続して検討が進められるものと承知しています。 本審議会としても、利用者保護の観点から、ユニバーサルサービスに関する十分な情報を提供するための検討が進むことを期待しています。	無
● 意見15（基礎的電気通信役務台帳の作成の単位となる「地域単位区域」についての意見） 地域単位区域の単位について、「市区町村単位」とすることが適当とすることに賛同します。 【アルテリア・ネットワークス株式会社】	（意見15に対する考え方） 本答申（案）に対する賛同の御意見として承ります。	無
● 意見16（基礎的電気通信役務台帳の作成の単位となる「地域単位区域」についての意見） 本来台帳に登録すべきサービスであっても、その運用が開始される際、現にサービスの提供が終了又は	（意見16に対する考え方） 御要望については、総務省において、今後、基礎的電気通信役	無

終了を前提とした新規受付を停止していることを公表している場合は、提供有無の問い合わせ等の不要な混乱を招くおそれがあります。このため、一定の経過措置を設け届出の対象外とする等、台帳への記載を要しない取扱いとすることを要望します。 【ソフトバンク株式会社】	務台帳制度の詳細を検討する際の参考とすべきものと考えます。	
● 意見17（最終保障提供責務の履行に係る手続等に関する事項についての意見） ・ モバイル網を活用するユニバーサルサービスについて、提供可能区域内であっても電波の届きにくい場所等においては当該サービスを利用できない可能性があることを踏まえ、今後当社が区域内電気通信事業者となる場合には、当該サービス利用場所における実際の電波環境について、モバイル網と接続するTA端末等を用いて確認頂く考えです。 ・ 最終保障提供責務の履行に係る役務提供確認の手続について、上記を鑑み、区域内電気通信事業者の過度な負担とならないよう配意した運用整理を要望します。 【株式会社NTTドコモ】	（意見17に対する考え方） 役務提供確認の手続の検討に当たっては、本答申（案）21頁のとおり、最終保障電気通信事業者及び区域内電気通信事業者となりうる電気通信事業者の双方に生じうる負担の程度等にも配慮しつつ電気通信事業者間で円滑な調整が図られるよう、事業者間での連絡調整体制を整え、各事業者が積極的に参画する形で検討を進めていくことが適当と考えます。 本審議会としては、貴社を含む関係事業者が上記連絡調整体制に積極的に参画する形で検討が進み、御要望の点を含め、事業者の過度の負担とならない手続となることを期待しています。	無
● 意見18（最終保障提供責務の履行に係る手続等に関する事項についての意見） 最終保障提供責務の提供に係る確認手続を効率化するため、NTT東西から当該手続きに関してシステム化が提案されておりますが、具体的な仕様、他事業者が必要となるシステム改修の規模、運用負荷、費用負担は明確になっていない認識です。これらの詳細の検討においては、関係事業者の意見も踏まえ、全関係事業者の合意形成を前提に丁寧な議論が必要と考えます。 【KDDI株式会社】	（意見18に対する考え方） 役務提供確認の手続の検討に当たっては、本答申（案）21頁のとおり、事業者間での連絡調整体制を整え、各事業者が積極的に参画する形で検討を進めていくことが適当と考えます。 本審議会としては、貴社を含む関係事業者が上記連絡調整体制に積極的に参画する形で検討が進み、御指摘の点も含め、合意形成に向けた着実かつ丁寧な議論が進むことを期待しています。	無
● 意見19（役務提供確認の手続きについての意見） 今後のワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）のユニバーサルサービス化を視野に入れ、当初は大掛かりなスキームは構築せずNTT東日本・NTT西日本及び関係事業者の運用負荷を軽減できる簡便なスキームで運用を開始することが望ましいと考える。 その後、利用希望者からの申し込みが大幅に増加した場合、あらためて本格的なスキームについて議論・検討するのが適当と考える。 【個人B】	（意見19に対する考え方） 役務提供確認の手続の検討に当たっては、本答申（案）21頁のとおり、最終保障電気通信事業者及び区域内電気通信事業者となりうる電気通信事業者の双方に生じうる負担の程度等にも配慮しつつ電気通信事業者間で円滑な調整が図られるよう、事業者間での連絡調整体制を整え、各事業者が積極的に参画する形で検討を進めていくことが適当と考えます。 本審議会としては、御意見のとおり、事業者の過度な負担とならない簡便な手続となることを期待しています。	無
● 意見20（役務提供確認の手続きについての意見） ● 役務提供確認の手続に関して円滑な仕組みを整備するための検討に当たっては、最終保障電気通信事業者及び区域内電気通信事業者となりうる電気通信事業者の双方に生じうる負担の程度等にも配慮する旨が示されたところ、関係する複数の事業者にとって持続可能な制度とする観点から、賛同いたします。 ● なお、最終保障電気通信事業者からの役務提供確認を受ける区域内電気通信事業者に該当し得る事業者の中には、様々な規模の事業者が存在することを踏まえると、総務省殿においては、以下の事項についても考慮いただき、実態に照らして必要以上のシステム化を求める等によって、区域内電気通信事業者にとって過度な負担を強いる仕組みとならないよう要望いたします。	（意見20に対する考え方） 本答申（案）に対する賛同の御意見として承ります。 役務提供確認の手続の検討に当たっては、本答申（案）21頁のとおり、最終保障電気通信事業者及び区域内電気通信事業者となりうる電気通信事業者の双方に生じうる負担の程度等にも配慮しつつ電気通信事業者間で円滑な調整が図られるよう、事業者間での連絡調整体制を整え、各事業者が積極的に参画する形で検討を進めていくことが適当と考えます。	無

➢ 役務提供確認が発生する件数の規模等の実態を踏まえ、仕組みをどの程度まで精緻化すべきか、慎重に見極める必要があること ➢ 役務提供確認は、あくまでも机上調査での提供可否を回答するものと認識していることから、事業者が有している既存の提供可否確認の仕組み（エリア検索等）を活用することも有効と考えられること 【株式会社　オプテージ】	本審議会としては、貴社を含む関係事業者が上記連絡調整体制に積極的に参画する形で検討が進み、御要望の点を含め、事業者の過度の負担とならない手続となることを期待しています。	
● 意見21（役務提供確認の手続きについての意見） （役務提供確認の検討の進め方について） ○ 最終保障電気通信事業者（以下、最終保障事業者）である当社としては、最終保障提供責務の制度開始までに役務提供確認の事業者間での運用が可能となるよう、早急に事業者間会合を開催し、会合での議論を通じて役務提供確認の実現方法の具体化を図っていく考えです。 ○ 区域内電気通信事業者（以下、区域内事業者）ごとに役務提供確認の方法が異なる場合、手続きが煩雑となり、事業者の運用負担の増加やサービス提供のリードタイムの長期化による利用者利便の低下につながる可能性があることから、全ての区域内事業者で統一の方法とすることが望ましく、そのためにも、役務提供確認の対象となる全区域内事業者が事業者間会合の検討に参画いただけるよう、総務省殿のご協力をいただきたいと考えます。 ○ また、制度の運用開始までの間に数百社と想定される区域内事業者との間で実現方法に係る多くの検討事項について合意形成を図っていくことは困難であるため、総務省殿においても、事業者間会合の議論を踏まえ、実現方法の評価をいただく等、事業者間の円滑な合意形成に向けた対応をいただきたいと考えます。 （役務提供確認の実現方法について） ○ 役務提供確認の実現方法については、最終保障事業者・区域内事業者双方の制度運用に係る負担の軽減を図るとともに、速やかな提供可否判定の実現による利用者利便の向上を図る観点から、利用者からの申し込みの都度、事業者間で提供可否の確認を行うのではなく、各区域内事業者の提供エリア情報に基づき提供可否の一次判定を行う方法を基本として議論を進めたいと考えます。 ○ その際、各区域内事業者の提供エリア情報については、既に各事業者が総務省殿に定期的に報告している情報を活用する等、区域内事業者において新たな負担が生じない方向で検討を行いたいと考えます。 ○ また、役務提供確認の仕組みの構築には一定の費用を要することが想定されますが、当該費用については電気通信事業法に定められた最終保障提供責務の実現に必要不可欠なものとして、交付金による支援の対象として整理いただきたいと考えます。 ○ なお、本答申案第4章第1節に記載のとおり、電話については、メタル回線電話から代替サービスへの段階的な移行が完了するまでの間は、最終保障提供責務の履行が求められる状況にはならないことから、当面、役務提供確認が必要となるのはブロードバンドのみと認識しており、電話における役務提供確認の具体的な実現方法については、加入電話から代替サービスへの移行状況等を踏まえて別途整理を図ることが適当と考えます。 【NTT東日本株式会社／NTT西日本株式会社】	（意見21に対する考え方） 役務提供確認の手続の検討について、本答申（案）21頁の趣旨を踏まえ、早急に事業者間会合の開催に向けた検討が進められていることを歓迎します。 本審議会としても、事業者間での連絡調整体制の整備及びその円滑な実施に向けて、総務省が積極的な役割を果たすことを期待しています。 また、貴社を含む関係事業者が上記連絡調整体制に積極的に参画する形で検討が進み、役務提供確認の実現方法に関する御指摘の点も含め、合意形成に向けた着実かつ丁寧な議論が進むことを期待しています。 なお、役務提供確認の仕組みの構築に係る費用の財源の在り方については、最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方の観点からも検討を進めていくべきものと考えます。	無

● **意見22（区域内電気通信事業者が役務提供を拒否できる「正当な理由」についての意見）** 区域内電気通信事業者が役務提供を拒否できる「正当な理由」のうち、一次答申案において「正常な企業努力」の範囲を例示し、これをガイドライン等で明確化するとしています。 しかし、サービスの提供形態や事業形態等は多種多様であり、「正常な企業努力」の範囲を類型化・明確化することは困難と想定されることから、ガイドライン等での明確化においては、例示された対応に限定した運用のみが求められることがないように、基本的な考え方の指針となるようにご配慮頂きたいと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	（意見22に対する考え方） 本答申（案）P23に記載のとおり、複数の電気通信事業者によるユニバーサルサービスの確保という新たな制度趣旨も踏まえ、区域内電気通信事業者が役務提供を拒否できる「正当な理由」の範囲は可能な限り具体化することが適当と考えます。 貴社を含む区域内電気通信事業者となりうる電気通信事業者におかれても、可能な限り予見可能性の高い制度とするための「正当な理由」の範囲内の具体化に向けて、引き続きのご協力を期待しています。	無
● **意見23（最終保障電気通信事業者が役務提供の開始を拒否できる「特にやむを得ない理由」及び最終保障電気通信事業者が役務提供中に役務提供を終了できる「正当な理由」についての意見）** ○ 最終保障提供責務の制度運用が開始され、実際に運用を進めていく中で、本答申案に記載のケース以外にも、最終保障事業者が役務提供の開始を拒否できる「特にやむを得ない理由」もしくは役務提供中に役務提供を終了できる「正当な理由」に該当する、現時点では想定できないケースが判明する可能性があることから、制度の運用開始後も必要の都度、ガイドラインの見直しが可能となるようにするなど、実態に即した運用が可能となるよう配慮いただきたいと考えます。 【NTT東日本株式会社／NTT西日本株式会社】	（意見23に対する考え方） 一般にガイドライン等については、法令の趣旨の範囲内で、その時々の状況を踏まえ柔軟に見直されるべきものと考えます。	無
● **意見24（最終保障電気通信役務の円滑な提供に必要な協力の在り方についての意見）** ● 制度を持続可能なものとするためには、事業規模等が異なる様々な近隣電気通信事業者においても持続的に協力可能な仕組みとすることが重要と考えているところ、設備提供等の協力の対価として支払われるべき具体的な料金の額について、事業者間の協議によって決定される中で適正な利潤を確保することは認められるべきと考えます。 ● なお、「例えば、その料金の額は実費を基本とすることなど、合理的な水準であることを求める」と示されているところ、近隣電気通信事業者にとって、仮に実費（原価相当）で協力を求められる場合、公正競争上の観点から以下のような懸念が想定され、合理的な水準として適当ではないと考えるため、慎重な検討を要望いたします。 ➢ 責務を担う競合事業者に対して、原価情報を開示することと同義となり、公正競争に影響を及ぼすおそれ ➢ 通常、設備貸出は、民民協議により適正利潤を含む料金を設定しているところ、貸出の条件・コスト構造が同一であるにも関わらず、責務の有無のみを理由として料金差を設ける場合、貸出事業者の事業運営や公正競争に影響を及ぼすおそれ 【株式会社　オプテージ】	（意見24に対する考え方） 最終保障電気通信事業者が「必要な協力」の対価として近隣電気通信事業者に支払うべき料金の額について、本答申（案）29頁のとおり、具体的な金額はあくまで事業者間の協議によって決定されるものとしており、御指摘の「適正な利潤を確保すること」を否定するものではありません。 「合理的な水準」の在り方については、御指摘のような懸念等も踏まえ、引き続き検討していく考えです。	無
● **意見25（最終保障電気通信役務の円滑な提供に必要な協力の在り方についての意見）** ○ 最終保障事業者が近隣電気通信事業者に支払う「協力の対価」について、最終保障提供責務の効率的な履行に必要な費用として、交付金の算定対象に含めるという整理の方向性に賛同いたします。 ○ 合理的な水準であることを求める方向については、交付金制度の詳細設計の中で引き続き検討していくことが適当であると整理されておりますが、最終保障事業者が近隣電気通信事業者に実際に支払った額	（意見25に対する考え方） 前段の御意見については、本答申（案）に対する賛同の御意見として承ります。 後段の御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。	無

を「合理的な水準」ではないと判断される場合には、交付金にその水準を適用するのではなく、「合理的な水準」に関する具体的な考え方を示したうえで、近隣電気通信事業者への支払額自体が適正なものとなるよう、総務省殿において当該事業者へ指導いただきたいと考えます。 【NTT東日本株式会社／NTT西日本株式会社】		
● 意見26（近隣電気通信事業者が協議を拒否することができる「正当な理由」の内容についての意見） ○ 電気通信事業者全体でユニバーサルサービスを支えていくことが交付金の肥大化の抑制及び国民負担の軽減につながることから、協力や協議を拒否する場合の理由の説明は近隣電気通信事業者から具体的になされるべきであり、十分合理的な説明を行い、最終保障事業者の理解を得るよう努めることが望ましいとする本答申案の整理に賛同いたします。 ○ また、総務省殿においては、協議を拒否する理由だけでなく、「協力の対価」等についての説明が不十分な場合においても、当該近隣電気通信事業者に対して適切な説明を行うよう指導いただきたいと考えます。 【NTT東日本株式会社／NTT西日本株式会社】	（意見26に対する考え方） 前段の御意見については、本答申（案）に対する賛同の御意見として承ります。 後段の御意見については、総務省において、今後、最終保障電気通信役務の円滑な提供のための協力に関する制度の運用を検討する際の参考とすべきものと考えます。	無
● 意見27（周知及び届出義務の具体的内容についての意見） 市区町村単位未満の業務区域の減少等については、 周知及び届出を不要とすることが適当とすることに賛同します。 周知及び届出義務が生じない「利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ない」業務区域の減少等として、役務の性質から見て利用者の利益への影響が比較的少ないと考えられる類型について、「既にサービスのライフサイクルを終えており、新規利用者へのサービス提供を行っていないサービスに係る電気通信業務の業務区域の減少等」を追加していただくよう要望いたします。 【アルテリア・ネットワークス株式会社】	（意見27に対する考え方） 前段の御意見については、本答申（案）に対する賛同の御意見として承ります。 後段の御意見について、ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出は、本答申（案）32頁のとおり、業務区域の減少等に伴って、他の代替サービスを検討し移行が完了するまでサービスが利用できない空白期間が生じることによる利用者にとっての不測の事態を回避し、利用者の利益を可能な限り保護するための制度とされています。 したがって、御指摘のようなケースであっても、サービスを利用している既存の利用者が存在する場合は、原則として、改正事業法に基づく周知及び届出を行っていただくことが必要と考えます。	無
● 意見28（「地域により異なる料金の額」の具体的内容についての意見） ○ ブロードバンドサービスについては、これまで市場競争のもとで発展してきておりますが、過度な規制の導入は、市場競争による更なるブロードバンドサービスの展開を阻害するのみならず、公正な競争環境を歪めることにつながりかねないことから、料金等の規制については必要最小限であるべきと考えます。 【NTT東日本株式会社／NTT西日本株式会社】	（意見28に対する考え方） ユニバーサルサービスの料金については、本答申（案）37頁のとおり、地方部と都市部の間の料金の公平性を確保し、もって日本全国における適切かつ公平な提供を確保するために、地域別料金を原則として禁止するものですが、都市部でのキャンペーン割引など、市場競争の下でのサービス提供の実態等に照らし、料金差が生じることに合理的な理由があれば、「特別な事情」として例外的に許容することが適当としているところです。 その上で、本答申（案）P38のとおり、ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者から寄せられた具体例等を踏まえつつ、「特別な事情」と認められる具体的ケースについて、ガイドラインで	無

	明確化することが適当としており、本答申(案)は、公正な競争環境に配慮した必要最小限の規制とすることを求めるものです。	
● 意見29（「地域により異なる料金の額」が例外的に認められる「特別な事情」についての意見） 「特別な事情」として地域別料金を認めるべき具体的ケースの例について、示された4つの例およびそれをガイドラインで明確化することが適当とされていることについて、賛同します。 【アルテリア・ネットワークス株式会社】	（意見29に対する考え方） 本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。	無
● 意見30（「地域により異なる料金の額」が例外的に認められる「特別な事情」についての意見） 一次答申案において記載されている「地域により異なる料金の額」が例外的に認められる「特別な事情」については、本項記載の「具体的ケースの例」を基に今後ガイドラインを定める際に詳細を整理し、明確化されるものと理解しています。 ここで、一次答申案では次のように整理されています。 「届出契約約款の変更命令の要件となる「地域により異なる料金の額が定められているとき」（事業法第19条第2項第2号）とは、地方部と都市部の間の料金の公平性を確保し、もって日本全国におけるユニバーサルサービスの適切かつ公平な提供を確保するため、地方において都市部より高い料金が設定されることを原則として禁止する趣旨であることをガイドラインで明確化することが適当である。」 その上で、「地方部と都市部のユニバーサルサービスに料金差がある場合において、その提供の実態等に照らし、料金差が生じることに合理的な理由があれば、実質的な公平性を欠くものではなく利用者保護に支障を生ずるおそれもないと考えられることから、そのような場合を「特別な事情」として例外的に許容することが適当である。」と一次答申案において整理しているところです。 「特別な事情」の一例として、③の記載においてキャンペーン料金の事例が記載され、この例示された「具体的ケースについて、ガイドラインで明確化することが適当である。」とされています。ここで、③の具体的ケースは「特定の地域」、「利用者の獲得又は維持のための競合価格」、「一定期間の間」等、非常に限定したケースの例示となっています。一方で、キャンペーン料金については、現状ユニバーサルサービスの指定を受けていないMNO事業者のモバイル網固定電話サービス等においては自由な料金・提供条件の設定が可能であることから、従来より様々なキャンペーンが実施されており、現状の一次答申案の「具体的ケース」を基にガイドラインを規定することにより電気通信事業者の柔軟な料金設定やサービス提供が制限されることが懸念されます。 このため、そもそも基礎的電気通信役務についても相対契約が認められていることや一次答申案の考え方を踏まえ、今後策定されるガイドラインにおいては、電気通信事業者の柔軟な料金設定やサービス提供について過度に制限することのないよう、一次答申案に示される具体的ケースについて①～④のケースに限らず「特別な事情」に該当するよう、見直し・拡充を行うことを要望します。 【ソフトバンク株式会社】	（意見30に対する考え方） 一般にガイドライン等については、法令の趣旨の範囲内で、その時々の状況を踏まえ柔軟に見直されるべきものと考えます。 今後、モバイル網固定電話がユニバーサルサービスに位置付けられる場合には、これに伴って、御指摘のガイドラインを含め、制度の趣旨に沿った適時適切な見直しが行われるべきものと考えます。	無

● **意見31（「地域により異なる料金の額」が例外的に認められる「特別な事情」についての意見）** ○ 最終保障提供責務の制度運用が開始され、実際に運用を進める中で、本答申案に記載の具体的ケース以外にも、「特別な事情」と認められるべき現時点では想定できないケースが判明する可能性があることから、制度の運用開始後にも必要の都度、ガイドラインの見直しが可能となるようにするなど、実態に即した運用が可能となるよう配慮いただきたいと考えます。 【NTT東日本株式会社／NTT西日本株式会社】	（意見31に対する考え方） 一般にガイドライン等については、法令の趣旨の範囲内で、その時々の状況を踏まえ柔軟に見直されるべきものと考えます。	無
● **意見32（最終保障電気通信役務の交付金制度の在り方についての意見）** ■ 最終保障提供責務の考え方 令和7年改正法によって、最終保障提供責務は、新たな求めに応じてサービスを開始する場合に発生することとされておりますが、最終保障提供責務の制度導入の趣旨は、他にユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）を提供する事業者が存在しない場合に、当該サービスを必要とする利用者の利益を確保することである点に鑑みれば、光未整備地域における新たなブロードバンドサービス提供の求めや、NTT東西によるメタル撤去後の電話サービス提供の求めに応じる際等、限定的に最終保障提供責務が発生するものではなく、適格電気通信事業者としては現に1社のみで基礎的電気通信役務を提供している状況においても、実質的に当該責務が発生しているものと解釈すべきと考えます。 ■ 「提供の求め」の考え方 電気通信事業法第25条の2第1項に規定される「提供の求め」は、利用者に限定されるものではなく、自治体がNTT東西に対して要望する場合についても当該自治体の要望は地域住民の意向（提供の求め）を反映しているものであると考えます。 【KDDI株式会社】	（意見32に対する考え方） 前段の御意見について、「適格電気通信事業者としては現に1社のみで基礎的電気通信役務を提供している状況」では、当該適格電気通信事業者の担当支援区域において、基礎的電気通信役務の届出契約約款に定める料金その他の提供条件による基礎的電気通信役務の提供の求めがあった場合は、当該提供の求めに係る提供場所において同一区分の基礎的電気通信役務を提供する区域内電気通信事業者がいないときに最終保障提供責務が生じるとされていますが（改正事業法第25条の2）、当該適格電気通信事業者が自ら同一区分の基礎的電気通信役務を提供する旨を当該提供の求めをした者に通知した場合は最終保障提供責務は生じないとされています（改正事業法第25条の3第1項ただし書）。 本審議会としては、当該適格電気通信事業者の担当支援区域のうち既にメタル回線や光ファイバが整備されているエリアでは、提供の求めをした者に対して当該適格電気通信事業者が自ら提供することになると想定し、本答申（案）39-41頁において示したようなケースで最終保障提供責務が発生するとの認識を示したところです。 後段の御意見については、「基礎的電気通信役務の届出契約約款に定める料金その他の提供条件による基礎的電気通信役務の提供の求め」に該当すれば、その主体の如何にかかわらず、改正事業法第25条の2第1項の「提供の求め」に該当するものと承知しています。	無
● **意見33（最終保障電気通信役務の交付金制度に関する基本的考え方についての意見）** 交付金の算定に当たっては、光ファイバの整備や維持費について接続料や補助金との二重のコスト回収を回避することや、非効率な費用の控除を行う仕組み等が必要であり、一次答申案の内容に賛同します。 これにより、交付金の額が過大とならず、電気通信事業者にとり過度かつ不要な負担額とならない仕組み・算定方法とすることが必要です。 【ソフトバンク株式会社】	（意見33に対する考え方） 本答申（案）に対する賛同の御意見として承ります。	無
● **意見34（最終保障電気通信役務の交付金制度に関する基本的考え方についての意見）** ○ 光ファイバ等の整備費（減価償却費）と維持費の双方を対象に、「必要十分な」水準として、収入費用方式により最終保障提供責務の履行に伴い生じる赤字の全額を交付金支援の対象とする整理に賛同いたしま	（意見34に対する考え方） 1つ目の御意見については、本答申（案）に対する賛同の御意見として承ります。また、本答申（案）42-43頁のとおり、最終保障提供	無

す。 ○ また、最終保障提供責務の履行後にユーザの解約や区域内事業者の提供エリアの拡大等の状況変化が生じた際に、仮に最終保障提供責務の前提条件を満たさなくなったとして交付金による支援の対象外とされる場合、最終保障事業者は最終保障提供責務の履行に要した光ファイバ基盤設備の構築等に係る投資を回収できなくなるため、上記の状況変化が生じたとしても最終保障提供責務の履行に要した費用は全額回収が可能な仕組みとしていただくことが必要であると考えます。（具体的には、責務履行後の状況変化によらず交付金の支援を継続する、あるいは、上記の状況変化が生じた際には設備投資の未回収分を一括で支援する等の対応が必要と考えます） ○ 加えて、最終保障提供責務については、提供の求めに応じて生じるものであり、かつ整備費（減価償却費）も算定の対象となることから、補助金による面的な整備を前提に維持費のみを対象としていた従来のブロードバンドの交付金制度と比べ、算定対象の件数・範囲が拡大することが想定されるため、具体的な算定方法の検討に当たっては、算定の妥当性の観点のみならず、算定に係る制度運用の負担軽減の観点を踏まえることも必要であると考えます。 ○ なお、二重コスト回収の懸念については、国又は地方公共団体の補助金の額を交付金の原価から除外するとともに、交付金の額を接続料原価から除外することで、回避することが可能と考えます。 ○ 最終保障提供責務の履行に伴い生じる赤字全額が補填されるとしても、競争環境下で事業運営している中、設備構築に係る工事稼働や設備投資に必要な資金等の制約があるにもかかわらず、事業者において不必要に過剰な設備構築が行われることはないと考えます。 ○ したがって、設備量については実際に要した設備量を用いることとした上で、交付金算定に用いる単価や係数等についても、最終保障提供責務の生じるエリアが、事業者の自主的な経営判断での提供が困難なエリアであることを踏まえ、必要に応じて当該エリア特有の状況についても考慮した上で過去の実績との比較等による妥当性の検証を行うことが適切と考えます。 【NTT東日本株式会社／NTT西日本株式会社】	責務は、電気通信事業者が経営上の理由があっても電話やブロードバンドのユニバーサルサービスを提供する「義務」を課すものであることを踏まえ、最終保障提供責務の履行に伴って生じた赤字については、必要十分かつ合理的な水準の額を交付金により補填することを基本的考え方とした上で、御意見も踏まえつつ、交付金制度の詳細について検討していく考えです。	
● 意見35（最終保障提供責務の導入等に伴う電話の交付金制度の見直しについての意見） 電話の最終保障提供責務を担うことができる実質的な事業者としては、あまねく提供責務に基づき、従来より全国津々浦々をカバーしてきたNTT東西のみであり、担当支援区域を細分化することは、各種手続き等の負担の増大を招き、制度運営上のメリットが乏しいと考えます。 したがって、最終保障提供責務の継続的かつ安定的な制度運営のため、電話の担当支援区域については、「都道府県」とすることが適当であると考えます。 【KDDI株式会社】	（意見35に対する考え方） 固定電話の担当支援区域の単位については、本答申（案）45頁のとおり、交付金算定の基礎となる収支の算定方法に関する今後の検討や適格電気通信事業者となりうる電気通信事業者の動向等も踏まえつつ検討を進めていくことが適当と考えており、御意見も踏まえつつ、交付金制度の詳細について検討していく考えです。	無
● 意見36（電話の担当支援区域の単位についての意見） ○ ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループで説明させていただいた通り、電話の交付金制度については、赤字の一部しか補填がなされていない中、今後見込まれる更なる需要減少に伴い赤字が拡大していく傾向であることを踏まえ、最終保障提供責務の導入にかかわらず、早急に見直しについて検討を開始すべきと考えます。 ○ 担当支援区域単位での収支算定に当たっては、実際の費用について特定のエリアの数値を算定することは困難であることを踏まえ、事業者の過度な負担とならない簡便な方法を検討すべきと考えます。	（意見36に対する考え方） 交付金制度の検討に当たっては、本答申（案）43頁のとおり、最終保障電気通信役務の交付金制度の考え方と現行の交付金制度の考え方とを整合的なものとし、全体として、交付金制度が円滑に運用されるよう、ワーキンググループの検討とも緊密に連携を図る考えです。 また、電話の担当支援区域の収支算定の在り方を検討するに当	無

【NTT東日本株式会社／NTT西日本株式会社】	たって、事業者の過度の負担とならない簡便な方法を検討することは重要であると考えます。そのため、本答申（案）45頁のとおり、担当支援区域の単位の検討に当たっても、単位の違いが交付金制度の手続の効率性に影響を与えるかどうかの観点も勘案して検討する考えです。	
● **意見37（ブロードバンドの支援区域の指定基準の在り方についての意見）** 交付金の額が不必要に大きなものとならないよう、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を「競合事業者」に含めないこととする場合は、政策目的を達成するために必要な場合に、例外的かつ限定的とすることが必要であると考えます。 【アルテリア・ネットワークス株式会社】	（意見37に対する考え方） 今後、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）がユニバーサルサービスに位置付けられた場合には、本答申（案）49頁のとおり、「競合事業者」に、一定以上の割合をカバーしているワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の提供事業者も原則として含まれることになります。 その上で、政策目的を達成するために必要な場合には、例外的に、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を「競合事業者」に含めない方向で検討を進めることが適当と考えます。	無
● **意見38（ブロードバンドの支援区域の指定基準の在り方についての意見）** ○ 本答申案の第1章第3節で整理されているとおり、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）のユニバーサルサービスとしての制度化が令和10年度からである場合、最終保障提供責務の運用開始より1年程度遅れる見込みとなることから、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の提供が可能な地点においても、制度化以前に提供の求めがあれば、固定ブロードバンドサービスによる最終保障提供責務の履行が生じることを踏まえれば、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を「競合事業者」に含めず、引き続き交付金支援の対象とする本答申案の整理が妥当と考えます。 ○ なお、利用の申し込みから実際の提供までには、設備構築等の期間が必要であることから、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）がユニバーサルサービスに位置付けられるより以前に、提供の求めを受けて設備構築等に着手している場合も、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を「競合事業者」に含めないよう、例外としていただきたいと考えます。 【NTT東日本株式会社／NTT西日本株式会社】	（意見38に対する考え方） 御意見については、本答申（案）に対する賛同の御意見として承ります。 既に適格事業者としての指定を受けている区域においては、当該適格電気通信事業者の投資コストの予見可能性を確保するため継続して支援区域とすることを含め、政策目的を達成するために必要な場合には、例外的に、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を「競合事業者」に含めない方向で検討を進めることが適当と考えます。	無
● **意見39（第二種適格電気通信事業者の指定基準の在り方についての意見）** ○ 現在、第二種適格電気通信事業者には全国で3社しか申請・指定をされておらず、第二種適格電気通信事業者以外の事業者のみが提供しているエリアも多く存在している状況ですが、既にそのエリアで設備構築・サービスを行っている事業者が各々第二種適格電気通信事業者の指定を受けて最終保障提供責務を担っていただくことが、最も効率的であり、国民負担の軽減に寄与することから、第二種適格電気通信事業者の指定基準について、なるべく多くの電気通信事業者が資格を備えうる水準としていくとする本答申案の方向性に賛同いたします。 ○ また、より多くの事業者に第二種適格電気通信事業者の役割を担っていただくに当たっては、指定基準の見直しだけでなく、2025年11月25日に開催された「ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ（第3回）」において当社から要望している下記の事項を含め、現行のブロードバンドの交付金制度についても早急に改善をしていく必要があると考えます。	（意見39に対する考え方） 前段の御意見については、本答申（案）に対する賛同の御意見として承ります。 後段の御意見について、交付金制度の検討に当たっては、本答申（案）43頁のとおり、最終保障電気通信役務の交付金制度の考え方と現行の交付金制度の考え方とを整合的なものとし、全体として、交付金制度が円滑に運用されるよう、ワーキンググループの検討とも緊密に連携を図る考えです。	無

＜上記ワーキンググループにおける当社要望事項＞ ①交付要件の緩和 ②サービス提供事業者による制度活用の促進 ③支援の継続性の確保 ④支援の予見性の確保 ⑤サービス提供当初からの支援 ⑥既設海底ケーブルに係る交付金支援 ⑦自治体による支援対象外費用の負担軽減 【NTT東日本株式会社／NTT西日本株式会社】		
● **意見40（「おわりに」についての意見）** 一次答申案ではユニバーサルサービスの提供の確保に向けて、モバイルを活用した新たなユニバーサルサービスの追加等についてまとめられました。ここで、ユニバーサルサービスの提供の確保を推進するために、モバイルを活用することは有効と考えます。 しかし、モバイルを活用することをもって光ファイバの整備が不要ということにはなりません。 モバイルの活用や最終保障提供責務の運用等、一次答申案でまとめられた内容に限定せず、あらゆる方策をもって令和9年度（2027年度）末までに光ファイバの全国での世帯カバー率を99.9%にする政府方針を堅持し、遅滞なく実現することが必要です。 【ソフトバンク株式会社】	（意見40に対する考え方） 前段の御意見について、本審議会としても、ユニバーサルサービスの提供の確保には、効率化等の観点からモバイル網の活用が必要と考えています。 光ファイバの整備については、総務省において、これまでも未整備エリアの解消に向けて支援事業を実施してきており、今後も「全国での世帯カバー率を令和9年度末までに99.9%とすることを目指す」との目標に向けて取り組んでいくものと承知しています。	無
● **意見41（その他）** NTT の利益確保のみ追求していて、利用者国民の通信手段の確保の為、抜本的に見直す事を求める。 具体的には IP 電話利用、および既存回線のインターネット通信化による、利用料金の大幅な値下げ、 および 現在 制限している、IP 電話からの 特定電話番号（緊急ダイヤル、フリーダイヤル）への通話規制の撤廃である。 日本の電話料金が 通信網の整った同レベル他国より 圧倒的に高額な問題、および IP 電話の普及が 特定電話番号への規制で進まない問題（これは IP 電話から緊急電話が かけられないという、生命・健康に直結する、問題である）を 解決すべきである。 公共事業者である NTT には、その義務が有るはず。 NTT の利益維持の前に、まずは果たすべき義務を満たしてからだろう。 【個人A】	（意見41に対する考え方） 御意見については、本答申（案）の意見募集の対象外であるため、御意見として承ります。	無
● **意見42（その他）** 基礎的電気通信役務制度答申（案）を通じた通信料金公共料金化提案 答申（案）を支持しますが、最終保障提供責務の導入を機に、通信料金を公共料金化すべきです。しない方がおかしい状況です。	（意見42に対する考え方） 御意見については、本答申（案）の意見募集の対象外であるため、御意見として承ります。	無

ユニバーサルサービスは通信の公共性を象徴しますが、大手寡占による料金高止まり（月5,000円超）が弱者（高齢者・低所得層）のアクセスを阻害（地方普及率75% vs 都市90%）。最終保障が進むなら、平常時も国民全員が安く使えるべきです。公共料金化で基本プランを月3,000円以下に上限設定し、シンプルプラン限定にすれば、家計負担10–20%軽減が可能。段階制禁止とデータ無制限低価格プラン義務化で地方デバイド解消。MNP簡易化と手数料・解約金禁止でMVNO躍進、端末分離でCO2削減5%を実現。これで金儲け優先を終わらせ、持続可能な社会を構築できます。答申（案）に反映を求めます。 【個人C】		

（以上）